

# 土成中学校いじめ防止基本方針

平成30年3月

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) 「いじめは、人間として絶対に、決して許されない行為」であり、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある深刻な人権問題である。
- (2) いじめは、どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、「自分の学校や学級にもいじめがあるのではないか」との課題意識をもって、いじめの未然防止に全ての教職員が取り組む。
- (3) ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (4) 教育活動全体を通じて、お互いの「ちがいや存在」を認め合い、互いの気持ちを共感的に理解できる豊かな心を養う。
- (5) いじめ防止等の対策が専門的知識に基づき、適切に行われるよう、教職員一人ひとりの資質能力の向上と、研修の充実に取り組むとともに、必要に応じて関係諸機関との適切な連携を図る。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>①教師がいじめに正面から向き合う</li><li>②早期発見，早期対応，早期解決をめざす<br/>(いじめを複雑化・深刻化させない)</li><li>③いじめをさせない・見逃さない・許さない</li></ol> |
|---|

## 2 いじめの定義

「いじめとは、土成中学校の生徒が、本校に在籍し一定の人的関係にある者から、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けたことにより心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(参照：いじめ防止対策推進法第2条)

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。(文科省の分類による)

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

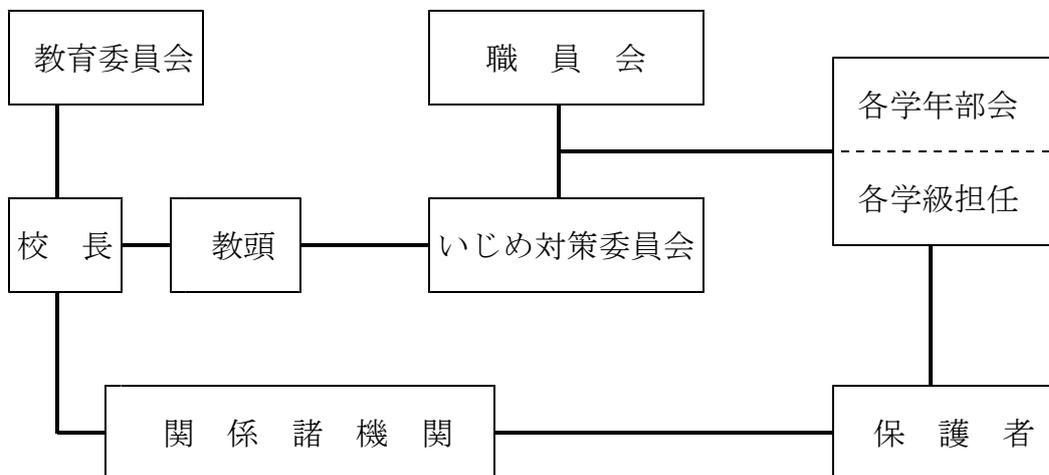
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- スマートフォンやパソコン等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる
- その他

### 3 いじめ防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため「いじめ対策委員会」（生徒指導委員会を兼ねる）を設置する。

【構成員】 校長・教頭・生徒指導主事・教務主任・学年主任・養護教諭  
 ※スクールカウンセラー

【開催】 月1回を定例会として、いじめ事案発生時は緊急開催とする。



### 4 教育相談体制

- (1) 教員と生徒及び保護者，さらには生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 生徒の個人情報に配慮するとともに，教職員に相談すれば，秘密の厳守はもとより，教職員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- (3) 定期的な教育相談等を設けるなど，生徒はもとより，保護者も気軽に相談できる体制を整備する。また，スクールカウンセラーとの連携を図る。
- (4) 相談の内容によっては，必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。

### 5 いじめの未然防止のための取組

(1) 教育・指導場面において

①互いに認め合う学校・学級づくり

- ・互いの「ちがいを認め，悩みや苦しみを共有・共感し，支え合う集団づくりに努める。
- ・生徒が活躍でき，他者の役に立っていると感じることでできる機会を工夫し

て、自己有用感が高められるよう努める。

- ・生徒会活動などにおいて、生徒自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組が促進されるよう適切な指導や助言を行う。

#### ②規範意識やコミュニケーション能力を高める

- ・「いじめは絶対許されない行為である」ことを認識させ徹底させる上で、規律正しい集団づくりが基盤となる。
- ・生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ・ストレスを感じた場合、それを他人にぶつけるのではなく、運動などで発散したり、誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処できる力を育む。

#### ③わかりやすい授業の工夫

- ・学校は学ぶところであり、わかりやすい授業が行われることが、生徒の心や生活の安定につながる。

#### ④お互いの命や人権を大切にする指導の徹底

- ・学校教育全体を通じて、「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を、生徒一人一人にもたせる。
- ・教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・生徒の日常の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導する。

#### ⑤情報モラル教育の徹底

- ・インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを生徒に徹底するとともに、インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について学校全体で取り組む。

### (2) 学校全体として

- ・いじめ問題の重大性とこの基本方針を全教職員で共通理解し、一部の問題とせず学校全体で組織的に対応する。
- ・教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。

### (3) 家庭や地域との連携

- ・家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。
- ・PTAや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

## 6 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 生徒や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組や、いじめられている生徒を全力で守りぬくことを明らかにし、生徒や保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の相談ができるよう働きかける。
- (2) 全生徒を対象としたいじめ発見のための「アンケート調査」を定期的実施することに加え、「個別面談」や「生活ノート」の記述等から、生徒の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの認知については、組織的に判断する。
- (3) いじめの把握にあたっては、生徒指導担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等との連携に努める。  
特に、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。
- (4) 生徒に絶えず声かけを行い、生徒が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気付いたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- (5) 生徒が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡をとる。
- (6) いじめについて訴えや情報があったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに阿波市教育委員会に報告し、適切な連携を図る。

## 7 いじめへの対処

### (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの訴えや情報及び兆候等があったときは、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
- ② いじめ対策委員会で共通理解を図りながら、速やかに関係生徒等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめの対応方針を決定する。
- ③ 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
- ④ いじめられた生徒、いじめた生徒への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。

### (2) いじめられた生徒、保護者への支援

- ① いじめられた生徒を徹底して全力で守りぬく。
- ② いじめられた生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ③ 複数教員による家庭訪問を行う。
- ④ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
- ⑥ スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。

### (3) いじめた生徒への指導と保護者への助言

- ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。

- ②いじめられた生徒を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。
- ③いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。また、必要に応じてスクールカウンセラーと連携して対応する。
- ④複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。

#### (4)他の生徒への指導

- ①傍観者や取巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
- ②いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように指導する。
- ③生徒自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。

#### (5)教育委員会等への報告と連携

- ①いじめを認知した場合は、学校長が速やかに阿波市教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、いじめられた生徒を守る観点から、必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。
- ②事案によっては、県教育委員会等と連携し対応する。

#### (6)関係機関への相談・通報

- ①恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応をとる。
- ②生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
- ③ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

### 8 校内研修

全ての教職員の共通認識を図るため、年に1回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

### 9 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに阿波市教育委員会に報告するとともに、阿波市町村教育委員会と連携して対処する。

### 10 取組の評価

- (1)いじめ問題への取組等について、学校評価の項目に加え、自校の取組を評価する。
- (2)PDCAサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。